

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医事課
医師臨床研修推進室
医師等医療従事者働き方改革推進室

医師の働き方改革を踏まえた
技能向上集中研修機関（いわゆるC-1水準対象機関）の申請について
（周知）

平素より医師臨床研修制度の推進に御尽力を賜り誠にありがとうございます。
令和6年度から施行される医師の時間外・休日労働の上限規制に関して、臨床研修医・専攻医に当該上限の特例を適用する医療機関として、技能向上集中研修機関（いわゆるC-1水準対象機関）を都道府県知事が指定する枠組みが設けられました。この指定に関連する手続きの一環として、臨床研修病院においては、別の事務連絡でお示したように、令和5年4月30日を締切とする年次報告で、臨床研修医の時間外・休日労働の最大想定時間数（年単位換算）等を記載する必要がありますが、ここで当該最大想定時間数（年単位換算）が960時間を超える医療機関は、技能向上集中研修機関に係る都道府県知事の指定を受けていただく必要があります。

この際、臨床研修医については、実際に従事することとなる業務が年960時間を超える必要がある場合には、より手厚い健康確保措置を適用する必要性があることなどから、特定地域医療提供機関（いわゆるB水準対象医療機関）の指定を受けている医療機関であっても、臨床研修医にB水準を適用することは認められず、技能向上集中研修機関の指定を受けていただいた上でC-1水準を適用する必要がありますので、この点改めて御留意いただきますようお願いいたします。

以上、必要な技能向上集中研修機関の指定申請について遺漏なきよう、管下の臨床研修病院に対し、周知をお願いします。